

岩手県告示第10号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成26年1月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
橋爪歯科医院	大船渡市大船渡町字茶屋前57番地10	平成23年3月11日
沼崎歯科医院	上閉伊郡大槌町新町1番15号	平成25年3月16日
峰岸歯科医院	大船渡市大船渡町字笹崎3番地6	平成25年10月26日
藤井小児科内科クリニック	上閉伊郡大槌町大町1番18号	平成25年11月30日